

中部運輸局自動車交通部

令和6年6月18日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官
久世、猪飼 TEL 052-952-8082
岐阜運輸支局 輸送・監査担当
山田、島田 TEL 058-279-3714

乗合バス事業者に車両使用停止処分及び文書警告

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、以下の車両使用停止処分及び文書警告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：岐阜乗合自動車 株式会社（代表取締役 瀧 修一）
住 所：岐阜県岐阜市九重町4丁目20番地
営 業 所：柿ヶ瀬営業所（岐阜県岐阜市南柿ヶ瀬39番地の1）
岐阜西営業所（岐阜県岐阜市柳津町流通センター2-1-1）
岐南営業所（岐阜県羽島郡岐南町平成1丁目135番地）
高富営業所（岐阜県山県市東深瀬字針崎697-1）

2. 監査端緒

<柿ヶ瀬営業所><岐阜西営業所><岐南営業所><高富営業所>
岐阜労働局長からの通報を端緒に実施。

3. 行政処分等の概要

<柿ヶ瀬営業所>

処 分 日：令和6年6月18日

処分内容：事業用自動車の車両使用停止 10日車（1両×10日間）+文書警告

違反内容：運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）

<岐阜西営業所>

処分日：令和6年6月18日

処分内容：事業用自動車の車両使用停止 10日車（1両×10日間）＋文書警告

違反内容：運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）

<岐南営業所>

処分日：令和6年6月18日

処分内容：文書警告

違反内容：運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）

<高富営業所>

処分日：令和6年6月18日

処分内容：文書警告

違反内容：運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分等により付された違反点数	柿ヶ瀬営業所	1点
	岐阜西営業所	1点
	岐南営業所	0点
	高富営業所	0点
当該事業者の累積違反点数		2点